

これまでに寄せられた主な問い合わせと回答

集約日	問い合わせ事項	回 答
2008.3.31	借入（発行）の単位をいくつかに分けることは可能か	今回は50億円を一つの契約単位としていますが、複数の借入（発行）は行いません。
	契約を締結しない場合とは	現時点で具体的な基準は設けていませんが、例えば、提案された条件が、市場実勢から見て本県にとって明らかに不利だと判断される場合等が想定されます。
	条件決定日を決める際の要件等について	現時点で具体的な要件は定めていません。証券形式、証書形式ともに、それぞれの取引慣行等に基づいて予定金融機関と協議をさせていただきます。
	手数料の年利換算方法について	見積書に記載された手数料の合計を元本で除した値を、さらに平均残存年数で除して求めることで統一します。 【式】手数料合計 ÷ 50億円 ÷ 平均残存年数 なお、平均残存年数は11.66年とします。
	証券形式での最小券面額について	現時点では具体的な指定はありませんが、昨年5月は10,000円で発行しました。
	証書形式で譲渡する場合の支払先について	債権譲渡を予定している場合でも、支払い先は当初貸付人とするを原則とします。ただし、償還完了まで支払い先が一つで、かつ、その変更が行われないという条件を満たすご提案があれば、協議させていただきます。
	証書形式での分割譲渡と最小譲渡額について	分割譲渡そのものに制限は設けていません。また、最小譲渡額についても特段定めていません。ただし、上記の支払先の条件を満たす必要があります。